

# ペットの命に責任を持つのは 飼い主の「あなた」です

災害が起きた時、ペットを連れて  
避難したり、世話ができるかしら？

私自身が病気や高齢になり、  
世話ができなくなったら  
どうしたらいいかしら？

私に何かあったら残されたペットは  
どうなるのかしら？



飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼養する  
「終生飼養」の責任があります。

万が一に備え、ペットを預けられる人、世話をしてくれる  
人を見つけておきましょう。

## 災害時には

市川市では、できる限りペットを同行して避難することが可能となるよう体制を整えています。

避難所で受け入れられるペットは犬と猫に限ります。

なお、避難所によっては受け入れ困難な場所もあります。

また、人とペットはそれぞれ別の場所で生活します。

ペットは飼い主責任の下、避難所でのルールを守り、飼い主がペットを管理することになります。

### 飼い主が最低限用意しておくもの

- ・ ペットフード
- ・ リード
- ・ キャリーバッグ または ケージ
- ・ 常備薬
- ・ その他（個人で必要なもの）



ペット飼育専用施設の様子（熊本県益城町）



緊急一時預かりの様子（熊本市）

出典：環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h29/>)

### ペットに関する相談窓口

市川市役所 環境部 環境保全課

電話 047-712-6309

千葉県動物愛護センター（東葛飾支所）

電話 04-7191-0050